盛土環境条例の届出等の処理の流れ(静岡市・浜松市) 県:盛土対策課 届出者 静岡市・浜松市 生活環境課 届出等の送付の受付 土地所有者等の同意の取得 →盛土対策課 -※埋立てが対象 届出等の確認・補正指示 周辺住民への周知の実施 →生活環境課 盛土等届出書の提出 届出書の受付・送付 (1部) 届出書の確認 届出者への補正指示 閲覧用として保管 土石発生元証明書の確認 土石搬入報告書の提出 報告書の受付・送付 ※全ての盛土等が対象 (1部) 報告書の確認 ※施工中も発生元が変わ 届出者への補正指示 った場合に提出 閲覧用として保管 盛土等の着手 着手届の提出 着手届の受付・送付 ※埋立てが対象 (1部) 着手届の受付・確認 閲覧用として保管 【6か月ごと及び完了時】 水質、土壌汚染状況 調査報告書の提出 報告書の受付・送付 (1部) ※処分型盛土、 報告書の確認 埋立てが対象 届出者への補正指示 閲覧用として保管 盛土等の完了 完了届の提出 完了届の受付・送付 (1部) 完了届の確認 公文書として保存

手続

施

工

中

完